

松商野球部後援会 規約

第一章 総 則

- 第1 条 本会は松商野球部後援会と称する。
第2 条 事務局は松商学園高等学校内に置く。

第二章 目 的

- 第3 条 本会は松商学園高等学校硬式野球部の充実発展に寄与することを目的とする。
第4 条 本会は長年歴史と伝統ある野球部のさらなる発展を継承することを責務とする。
第5 条 本会は前条の目的を遂行するため次の事業を行う。
(1) 会員相互の親睦を図るために関すること
(2) 松商学園の発展を図るために関すること
(3) 目的を遂行するための募金活動を重要事業とする
(4) その他本会の目的を達するために必要と認める事業をする

第三章 会 員

- 第6 条 会員は年会費(一口10,000円以上)を納めた者を会員とする。
第7 条 年会費を3年以上未納の場合は退会したものとみなす。
第8 条 会員になろうとする者は会員の推薦を必要とする。
第9 条 会員はこの会の趣旨を説明し加入の案内を行うものとする。
第10 条 会員は規約を遵守し、相互に協力して本会の発展に努める。
第11 条 会員は次のいずれかに該当した時は会員としての身分を失う。
(1) 本会の名誉や信用を損なう行為をした時
(2) 本会の規約に定める事項を守らない時
(3) 重大な過失により本会の信用を損なうような行為をした時
(4) 故意に本会運営に支障を生じさせた時
(5) 本会運営上の重大な情報を外部に漏洩した時

第四章 役 員

- 第12 条 本会には次の役員を置く。
(1) 会 長 1 名
(2) 副会長 7名以内
(3) 顧 問 若 干 名
(4) 参 与 若 干 名
(5) 相談役 若 干 名
(6) 幹事長 1 名
(7) 副幹事長 5名以内
(8) 会 計 1 名
(9) 監 事 2 名
(10) 常任幹事 若 干 名
(11) その他会長が必要と認める者

- 第13条 会長及び幹事長は会員の中から役員会(常任幹事会)によって選出され、総会に於いて承認された者。
- 第14条 副会長、副幹事長、会計、監事、常任幹事は会長が委嘱し、総会に於いて、承認された者。
- 第15条 本会に顧問、参与、相談役を置くことができる。総会の議を経て、会長が委嘱する。本会の役員職務は次の通りとする。
- 第16条 (1)会長は本会の最高責任者であり、すべての会議を総括執行する
(2)副会長は会長を補佐し、会長が任務遂行に支障が生じた時はその職務を代行する
(3)幹事長は会長及び副会長と協議して、会議を執行する
(4)副幹事長は幹事長を補佐し、会務を執行する
(5)会計は本会の会計事務を責任をもって処理する
(6)監事は本会の業務及び会計を監査する
(7)常任幹事は会長の要請により執行を補佐する
役員任期は2年とする但し、再任を妨げない。
- 第17条 役員に欠員が生じた時は、第12条,13,14,15条により、補充することができる。任期
- 第18条 は前任者の在任期間とする。

第五章 会 議

- 第19条 本会には次の機関を置く。
(1)総会
(2)役員会(常任幹事会)
- 第20条 総会は本会の最高議決機関であり、次の事項を審議し議決する。
(1)事業計画、予算に関する事
(2)事業報告、決算に関する事
(3)規約の制定、改廃に関する事
(4)役員を選任及び解任に関する事
(5)その他必要とみられる事項
- 第21条 役員会(常任幹事会)は総会に次ぐ議決機関であり、必要の都度会長がこれを召集する。
- 第22条 役員会(常任幹事会)は、次の事項を審議し、議決する。
(1)総会の議決した事項の執行
(2)総会に付議すべき事項
(3)臨時の資金獲得に関する事項
(4)その他総会の議決を要しない会議の執行に関する事
- 第23条 通常総会
(1)毎年1回開催する
(2)議長は会長があたる
(3)議事は出席者の過半数をもって決する。賛否同数の場合は議長が決定する
(4)やむを得ない理由のため出席できない場合はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合には、会議に出席したものとみなす
- 第24条 臨時総会
(1)役員会(常任幹事会)が必要と認めた時開催する
(2)他詳細については第23条と同様とする

第25 条 役員会(常任幹事会)
(1) 会長が必要と認めた時召集する
(2) 議長は会長があたる
(3) 総会及び臨時総会に提出する議案の作成
(4) 総会及び臨時総会の決定事項の執行
(5) 議事は役員会(常任幹事会)の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は議長が決定する

第26 条 運営委員会
(1) 各種事業の企画、参加を審議する為、運営委員会を設置する
(2) 運営委員会は必要に応じ会長が招集する
(3) 会長は必要に応じて小委員会を設置できる。小委員会は会員の中から会長が任命する

第27 条 議事録。
(1) 会議の議事については書記を常任幹事の中から選任し、議事の経過、概要、結果を作成する
(2) 議事録署名人を常任幹事の中から選任し、署名しなければならない

第六章 付 則

第28 条 会則の変更は総会の議決を必要とする。

第29 条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第30 条 本規則は必要に応じ、総会の議決により改廃することができる。

平成17年7月6日 改正

平成27年7月7日 改正 施行